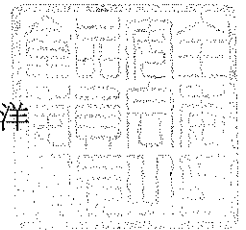




府 食 第 5 3 号
令 和 元 年 5 月 28 日

厚生労働大臣
根本 匠 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について

令和元年5月22日付け厚生労働省発生食0522第2号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

このことについては、平成30年8月28日付け府食第555号により食品健康影響評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。